



【各種手数料の納付方法と貼付物について】

① 防災危機管理局の窓口でキャッシュレス決済

- ・防災危機管理局内 窓口でクレジットカード等により納付した後、打ち出されたレシートを貼付してください。

② 現金納付 ※

- ・次のいずれかの方法で現金納付を行ってください。手数料を納付した者に対し、「納付済証」が交付されますので、同証を貼付してください。

ア 本庁：滋賀県職員生協に設置する券売機により購入下さい。

イ 各合同庁舎：各地域会計係の窓口で、職員が対応します。

※ 納付済証の有効期限は、「当日中」となります。

③ 納入通知書による金融機関等での納付

- ・県が発行する納入通知書を金融機関の窓口等で納付してください。
- ・納付後、納入通知書兼領収書（写し可）をこの用紙に貼付してください。なお、貼付した納入通知書兼領収書の返還には応じません。

④ ウェブ事前登録によるコンビニでの納付

- ・支払証明書等の貼付は不要です。電子メール等で交付されたSG+9桁の数字をこの用紙の貼付欄に御記載ください。

(参考)

滋賀県職員生協、防災危機管理局の所在地について（大津市京町四丁目1番1号本庁舎内）

